

令和6年度第2回船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会
代表者会議 議事録

1 開催日時 令和7年1月24日(金)

2 開催場所 書面開催

3 出席者

(1) 委員

船橋市医師会	理事	大塚	佳子
船橋歯科医師会	副会長	山崎	繁夫
千葉県助産師会船橋地区部会	地区部会長	伊藤	志保
船橋市自治会連合協議会	副会長	加瀬	武正
船橋市民生児童委員協議会	理事	金子	千代美
船橋市社会福祉協議会	常務理事	小出	正明
船橋福祉相談協議会	理事長	宮代	隆治
児童養護施設おんちょう園	園長	本間	敏子
母子生活支援施設青い鳥ホーム	施設長	山本	裕子
船橋市保育協議会	副会長	豊田	和子
船橋市私立幼稚園連合会	会長	尾木	修介
船橋市PTA連合会	会長	佐原	摩貴子
船橋人権擁護委員協議会	人権擁護委員	鈴木	登
千葉県市川児童相談所	船橋支所長	児玉	亮
千葉県女性サポートセンター	所長	中村	芳美
千葉県船橋警察署	生活安全課長	小山	毅
千葉県船橋東警察署	生活安全課長	金子	雄介
健康福祉局長		川端	輝彦
こども家庭部長		森	昌春
学校教育部長		日高	祐一郎

(2) 事務局

健康福祉局こども家庭部児童相談所開設準備課(家庭児童相談室)

4 欠席者

—

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

(1) 令和7年度実務者会議 会議体の変更案について【公開】

6 傍聴者の定員、実数 書面開催のため無し

7 議 事

(1) 令和7年度実務者会議 会議体の変更案について

各委員から下記のとおり意見および質問を受け、質問については事務局から回答をした。

意見・質問

【大塚委員】

「全体会議」と「進行管理会議」に区分することについては特に問題ないと思います。

他市に同じようなモデルがあったのでしょうか。

もしそこでの課題や問題点があるとしたらそれに対する対策なども船橋独自で考えていけたらいいと思います。

【伊藤委員】

実務者会議の運営方法の見直し・改定案、それに伴う要綱の改定について、意義はございません。

児童相談所及びこども家庭センターの設置に向けて、準備を進めて頂いているかと存じます。家庭環境も含めてたくさん抱えているケースも増えてきています。これだけの関係機関がかかわっている協議会です。それぞれの立場から、よりケースにあった支援ができるように連携し、スムーズに情報共有ができればと思います。個人情報観点から難しい場合もあるかも知れませんが、部署や課が違えば情報共有が難しくなり、もどかしい思いをしています。もっともっと関係機関が連携できるような体制ができればよいと感じます。助産師会としては、今後も母子保健事業や養育支援事業を中心に、広く地域に根ざした母子支援に携わっていきたく存じます。

【金子千代美委員】

実務者会議の変更案についてですが、特に問題ないと思います。
市川児相からの移行もありますので相談業務も増加が考えられますので職員の皆様も健康に気を付けて頑張ってください。

【小出委員】

改定案について、特に意見はありません。

なお、船橋市は子育て世代包括支援センター「ふなここ」を設置しており、支援が必要な子供の情報の把握もしていると思います。

会議体の変更により「ふなここ」の位置付けはどのようになるのでしょうか？

【宮代委員】

平成８年度「市児童相談所」及び「こども家庭センター」開設に伴い、実務者会議運営方法の変更を主因とする協議会設置要綱の改正は妥当と判断致します。

【本間委員】

令和８年度より船橋市児童相談所及びこども家庭センターの設置に伴い、幅広く多くの機関との連携を取っていく事の大事さ。その為の実務者会議に「全体会議」と「進行管理会議」の設置に対して理解いたします。

今後、スピーディーに対応をし、連絡事項のミス等が起きないことを願います。

【鈴木委員】

実務者会議に全体会議と進行管理会議を置き、全体会議を年４回、進行管理会議を年１２回行うことは、これから増えることが予想される事例に対し、より細かく事例の協議ができるようになると思われるので、よいことだと思われます。

全体会議において、要対協登録ケース全件を書面で報告するとなっているので、年４回の会議であっても機能低下が起きることはないと思われる。

実務者会議の会議体変更に関係はないが、代表者会議のメンバーは、関係機関から選出されているので、専門性を有しています。

必要に応じ、実務者会議に専門性を持った人の意見として、代表者会議のメンバーからの参考意見を聞けるようにすれば、より深まった会議になるのではないのでしょうか。

第１１条の（３）にその他協議会の設置目的を達成するために必要な事項とあるので、できると思いますが、どうでしょうか。

【児玉委員】

実務者会議の会議体の変更案については、特に意見はありません。

令和6年7月の第1回代表者会議でも申し上げましたが、家庭外措置になった子どもについて、現在は要対協名簿から外れてしまっているが、保護者が船橋市で生活している場合は、家庭復帰に向けた保護者支援が必要なケースとして、要対協名簿に載せ続けるべきと考えます。実務担当者レベルでは概ね合意が得られていると聞いていますが、それを要綱等に明文化しておくことはできないでしょうか？現行の要綱のままだでも問題ないということであれば、代表者会議としてその方針を確認し、残していただきたいです。

【中村委員】

今回の見直し案については、市児相設置等によって見込まれる登録ケースの増加等を踏まえたものであり、理解できます。

については、実務者会議が「全体会議」と「進行管理会議」に分かれることで、進行管理に携わる関係者が限定されることとなりますが、女性支援部門への必要なケース情報等の共有について、引き続きご配慮をお願いします。

【金子雄介委員】

運営方法の変更に異議はなく、変更案に賛同いたします。

警察としては、早急に対応を要する事案について、漏れなく情報共有できれば変更後も運営に支障はないものと考えます。

年4回の全体会議にこだわることなく、児童相談所を介し、共有が必要な情報を随時提供していただければと思います。

2. 質問に対する回答

質問	回答
【大塚委員】 「全体会議」と「進行管理会議」に区分することについては特に問題ないと思います。 他市に同じようなモデルがあったのでしょうか。 もしそこでの課題や問題点があるとしたらそれに対する対策なども船橋市独自で考えていけたらいいと思います。	【児童相談所開設準備課（家庭児童相談室）】 変更案に近い会議体を行っている自治体として、世田谷区に視察に行きました。 「進行管理会議」にあたる会議を視察しましたが、課題や問題点はありませんでした。視察に行ったことで会議体を新設することによる利点を学ぶことができ、より「進行管理会議」の必要性を認識しました。
【小出委員】 船橋市は子育て世代包括支援セン	【児童相談所開設準備課（家庭児童相談室）】

ター「ふなここ」を設置しており、支援が必要な子供の情報の把握もしていると思います。 会議体の変更により「ふなここ」の位置付けはどのようなになるのでしょうか？	現在、「ふなここ」は実務者会議の構成員です。令和7年度より「ふなここ」は健康部地域保健課から、こども家庭部児童相談所開設準備課家庭児童相談室へ所属が変更となります。 そのため、進行管理会議、全体会議の構成員となります。
【鈴木委員】 実務者会議の会議体変更に関係ではないが、代表者会議のメンバーは、関係機関から選出されているので、専門性を有しています。 必要に応じ、実務者会議に専門性を持った人の意見として、代表者会議のメンバーからの参考意見を聞けるようにすれば、より深まった会議になるのではないのでしょうか。 第11条の（3）にその他協議会の設置目的を達成するために必要な事項とあるので、できると思いますが、どうでしょうか。	【児童相談所開設準備課（家庭児童相談室）】 ご意見いただいているとおり、実務者会議に代表者会議の委員に出席していただくことは可能ですし、専門性を持った委員にご出席いただくことで、実務者会議がより意義のある会議となるかと存じます。 今後、実務者会議に委員のご出席、ご意見を求める場合があるかと思いますが、その際は是非お力を頂戴できればと思います。
【児玉委員】 令和6年7月の第1回代表者会議でも申し上げましたが、家庭外措置になった子どもについて、現在は要対協名簿から外れてしまっているが、保護者が船橋市で生活している場合は、家庭復帰に向けた保護者支援が必要なケースとして、要対協名簿に載せ続けるべきと考えます。実務担当者レベルでは概ね合意が得られていると聞いていますが、それを要綱等に明文化しておくことはできないのでしょうか？現行の要綱のままでも問題ないということであれば、	【児童相談所開設準備課（家庭児童相談室）】 市児童相談所開設に向け様々な事項を検討していたところ、令和6年度第1回代表者会議でご発言いただいたこともあり、担当者同士での意見の共有を図りました。令和7年4月1日から家庭外措置となった後も、支援対象児童等名簿に継続して載せる運用とする予定です。家庭外措置児童は要保護児童にあたりますので、要綱改正案の文言のままで問題ないと認識しております。

代表者会議としてその方針を確認し、残していただきたいです。	
-------------------------------	--

8 配布資料

- ・資料1 令和7年度実務者会議会議体の変更について
- ・資料2 船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会設置要綱(改正案全文)
- ・資料3 船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会設置要綱新旧対照表
- ・資料4 意見書